

# 1 農地中間管理事業

## 〔基本方針〕

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速し地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があるため国では、農業経営基盤強化促進法等を改正。人・農地プランを「地域計画」として法定化し、農地の将来像を目標地図として明確化した上で農地バンクは、地域計画の達成に資するよう農地の集約化等を進めていくこととされたところである。

新潟県農地中間管理機構としては、国の施策と県の農地中間管理事業の推進に関する基本方針を踏まえ、県や関係機関と連携して地域計画の策定を推進するとともに、法改正に伴う新たな手続への移行を周知し体制を強化しながら、担い手への農地の集約化等を促進する。

## 〔重点推進事項〕

- 1 法改正に伴う新たな手続への円滑な移行
- 2 関連事業実施機関等との連携強化
- 3 機構事業の周知と担い手団体との連携強化
- 4 円滑な業務推進

## 〔事業計画〕

- 1 法改正に伴う新たな手続への円滑な移行
  - 地域計画の策定が進み、法改正に伴う農地貸借に係る経過措置も終了することから、業務委託先への研修会開催や市町村、農業委員会との意見交換を行いながら新たな手続についての理解を促進し、農用地利用集積等促進計画による新たな手続への円滑な移行を図る。
  - 市町村毎の業務体制を確認しながら、必要に応じて体制整備に向けた支援を行うなど、利用者が使いやすい中間管理事業となるよう体制の整備を進める。
- 2 関連事業実施機関等との連携強化
  - 「地域計画」の達成に資する農地中間管理事業の推進には、農業会議や土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、農業委員会、土地改良区、JA等関連事業実施機関との連携が重要なことから、県が主催する地域計画策定推進会議や各種研修会への参加を通じて情報共有や意見交換を実施し連携の強化を図る。
- 3 機構事業の周知と担い手団体との連携強化
  - 関係農業者に対して農地中間管理事業の活用メリットを、ホームページ等を活用して引き続き解りやすく情報提供するとともに、地域計画策定後の農地の貸借手続について、地域計画策定に係る協議の場等を活用して適切に情報提供し、円滑な契約に結びつける。
  - 農業の担い手団体との連携・協力の関係を構築しながら、農地中間管理事業への理解を進め、より集約されて効率的な農業経営となるような農地中間管理事業を推進する。

#### 4 円滑な業務推進

- 計画期間の満了を迎える契約が増加することに併せ、機構関連ほ場整備事業の取組や法改正に伴う農地売買等の特例事業増加等によって新規契約が増加していくことから、業務体制のあり方や業務委託の今後の方向性について、次年度以降の対応方向を県からの指導を仰ぎながら決定する。
- 令和7年度から本格稼働する予定の新たな農地中間管理事業業務システムについて、使用方法の周知などに取り組み円滑な移行を進めながら、効率的な業務の推進を図る。
- 業務量の増大に適切に対応し、安定した賃料の受け払いが行える仕組み作りを検討する。

##### ① 農地中間管理事業

区 分		令和6年度計画			令和5年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
賃貸借	借入	7,500	6,000	840,000	7,500	6,000	840,000
	貸付	4,000	6,000	840,000	4,000	6,000	840,000

##### ② 農地売買等事業

区 分		令和6年度計画			令和5年度計画		
		件数	面積(ha)	金額(千円)	件数	面積(ha)	金額(千円)
売 買	買入	40	10	16,000	70	15	24,000
	売渡	25	10	16,000	30	15	24,000